

複数市町村で営農する

# 認定農業者の手続が簡単になります！



複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県**又は**国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。（2020年4月）から実施）

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

## 国・都道府県認定が始まります！

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶ A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】



【見直し後】



# 国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・ 単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
- ・ 複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）

に認定を申請することになります。

（農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します）

## 【認定申請先】

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

## 電子申請による手続きも可能になります！

2020年4月から電子申請手続きが始まり、オンライン申請が可能になります。

国・都道府県が認定を行う申請は、2020年2月からオンラインによる申請準備

（計画の入力）ができるようになり、2020年4月から受付を開始します。

なお、市町村が認定を行う申請のオンライン化は、2021年度から順次拡大予定です。

## お問い合わせ先

申請先	お問い合わせ先	住所 電話番号
関東農政局管内を越えて営農している方	経営局経営政策課	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1 TEL:03-6744-2143
関東農政局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）で管内の県を越えて営農している方	関東農政局担い手育成課	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館 TEL:048-740-0449
茨城県内で市町村を越えて営農している方	茨城県農林水産部 農業技術課 就農・育成G	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 9 7 8-6 TEL:029-301-3931